

第32回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月10日(火) 午前9時00分から午前10時53分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 18名

4. 出席委員 17名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	12	寺田 勝典	委員	8	山崎 容子
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	9	勝井 麻有美
委員	1	奥村 喜美子	委員	10	奥村 淳子
委員	2	福永 克哉	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	3	緩利 哲治	委員	14	植西 良隆
委員	4	曾我 秀美	委員	15	林田 清光
委員	5	中本 芳美	委員	16	鍋家 善幸
委員	6	福野 憲二	委員	17	山川 芳範
委員	7	森地 良彦			

5. 欠席委員 議席11番 奥村 喜美子 委員

6. 議長 議席12番 寺田 勝典 会長

7. 議事録署名委員 議席14番 植西 良隆 委員
議席15番 林田 清光 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第141号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第142号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第143号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第144号 農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について
- 議案第145号 令和8年度甲賀市農業委員会事業計画（案）について
- 議案第146号 非農地判断の承認について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処分報告について
- 報告案件2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について
- 報告案件3 甲賀市農業委員会規程の一部改正について

6) 協議・報告事項

- 研修等報告
- 事務局報告事項

7) 閉会

9. 事務局出席者（4名）

局長	小西	征義
局長補佐	西田	輝彰
係長	吉澤	真子
係長	澤田	均

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは、議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席11番奥村喜美子委員の1名で、遅参の届出、早退の届出は、ございません。よって、ただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。
続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席14番植西良隆委員と議席15番林田清光委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議案第141号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号85については、3条調書、整理番号86と関連がございますので一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号85番、整理番号86番について説明します。
調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。
申請地は、整理番号85番が農業振興地域内の青地農地、整理番号86番が白地農地です。申請農地は譲受人それぞれの自宅から距離が近く、双方の農作業の利便性を考慮し、このたび譲渡人との土地交換による所有権移転について双方合意し、申請されました。申請地にて茶の栽培を行う予定です。
なお、整理番号86番はもう一方の土地交換であり、同様にこちらも申請地にて、茶の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、整理番号85番、整理番号86番のいずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号85および3条調書、整理番号86については、議席11番奥村委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。去る1月29日に藤井推進委員とともに現地立会いし、譲受人から説明を受けました。整理番号85番と86番は、交換による土地整理のための案件であり、お互いの住まいから耕作距離が近くなり、都合が良いことから、双

方で合意がなされました。

なお、一部背丈ほどに生い茂った茶畑が見えるものの、保全管理しながらも、現状維持される見込みであり、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号19番藤井です。2月19日、奥村農業委員と現地確認を行いました。整理番号85番、整理番号86番とも茶畑ですが、自宅からの距離が近くなり、管理がしやすくなると思いますので、農地利用最適化の推進に支障はないと考えています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号85について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号85については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、3条調書、整理番号86について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号86については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号87について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号87番について説明します。

参考図は3ページから4ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、譲渡人の親戚にあたり、地域で手広く耕作を行う農業者であり、居所にほど近い当該地で、水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号87については、議席3番緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。3条調書、整理番号87について説明します。事務局の説明の通り、1月28日に清水推進委員とともに現地を確認しました。当該農地は、山の奥手にありますが、すでに農作業の段取りに入っておられます。譲受人は農業を手広くされており、今後も引き続き水田を維持されるものと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号23番、清水推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号23番清水です。事務局および緩利農業委員の説明の通りですが、長年、不耕作の田が再利用されるとのことで、農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委員 **【質問等なしの声】**

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号87について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号87については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号88について審議いたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号 88 番について説明します。
参考図は 5 ページから 6 ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地、1550 番 1 のみ白地農地です。譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、遊休農地化していた箇所を整備し、農業再開ができるようにするなど、精力的に取り組まれており、当該地で、水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。
- 議長 3 条調書、整理番号 88 については、議席番号 3 番緩利委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号 3 番緩利です。3 条調書、整理番号 88 について説明します。長年不耕作であり、雑種地のような現状になっておりましたが、1 月 24 日に現地確認を行いましたところ、譲受人は土木の仕事をされていることもあり、一生懸命整地し、耕作に向けた準備をされていました。今後も意欲的に水稻栽培をされると伺っており、農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
- 議長 続いて、区域番号 23 番、清水推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号 23 番清水です。事務局および緩利農業委員の説明の通りです。不耕作の田が再利用されるとのことですので、農地利用最適化の推進に特に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委員 **【質問等なしの声】**
- 議長 ご質問等もないようですので、3 条調書、整理番号 88 について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 **【挙手全員】**
- 議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 88 については、許可することに決定いたします。

- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号89について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号89番について説明します。
調書は4ページ、参考図は7ページから8ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は今後の農地管理を見据えて後継者を探すなど、農地の処分を検討していたところ、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、近隣地域で手広く耕作を行う認定農業者であり、当該地で水稻の栽培を行う予定です。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号89については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。3条調書、整理番号89について、事務局の説明の通りです。令和8年1月18日、吉田推進委員、譲受人、譲渡人の立ち会いのもと4名で現地確認を行いました。事務局の説明の繰り返しになりますが、譲受人は、農業規模拡大の思いがあり、譲渡人はご高齢で跡継ぎがないことから、双方の話し合いがまとまり、今回の申請となりました。譲受人は、息子とともに、幅広く農業経営しており、農地の適正な利用が見込むことができます。現状から見ても、農地利用最適化の推進に特段問題は認められず、支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号28吉田推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号28番吉田です。3条調書、整理番号89について、説明します。当該申請地は、譲渡人に後継者がおらず、いずれ誰かに譲渡することを考えておられました。以前、農地の耕作を依頼したことのある知り合いの譲受人に売却されることになりました。譲受人は同じ町内で、自己所有の1ヘクタール以上の水稻耕作をされており、他にも10ヘクタールの賃借、水稻耕作をされている認定農家です。このたび、大原市場にて、1.06ヘクタールの農地を購入され、規模拡大を図られます。なお、大原市場の地域計画にも、譲渡人は将来的に手放す計画にされており、地域計画、農地利用最適化の観点から支障ないと判断します。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号89について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号89については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号90について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号90番について説明します。
参考図は9ページから10ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は高齢であり、また遠方に居住しており、耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから処分を検討していたところ、農地規模拡大を考える譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、前月の総会でも近隣地の3条許可を受けるなど、新規認定農業者として認定を受け、経営拡大を図る農業者であり、計画的に作付面積を増やしながら、自身の栽培技術を生かし取り込まれる見込みであり、当該地で野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号90については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。3条調書、整理番号90について、事務局からの説明のとおりですが、私からも現地確認の結果と意見を申し述べます。令和8年1月30日に譲受人立ち会いのもと、中嶋推進委員と私とで現地確認をしました。先月の3条案件の81番の近隣の農地案件となります。当案件についても、先月と同じ譲渡人とご高齢の姉妹の名義であり、遠方に居住され、農地の処分に困っておられたところ、双方が合意され、申請されることになりました。新規認定農業者として認定を受けられ、自ら進んで計画的に農地拡大され、農地を探し、地域の方からも信頼を得て不耕作地を贈与されたそうです。ナスを栽培し、甲賀市なすとして有名にしたいという熱い思いも語られておりました。不耕作の農地が生かされる案件であり、農地利用最適化の推進に支障ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号31中嶋推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号31番中嶋です。勝井農業委員と現地確認を行いました。事務局および勝井農業委員の説明のとおり、従来からの耕作者が、今年から耕作できなくなり、耕作放棄地になりそうな状況でしたが、新規認定農業者の譲受人が、今後ナスの栽培を計画しているとのことで、農地利用最適化の推進に支障はないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号90について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号90については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号91について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号91番について説明します。
参考図は11ページから12ページまでです。
申請地は、農業振興地域内の青地農地、1989番1のみ白地農地です。譲渡人は、土地所有者の自己破産手続きの中で、財産の管理業務を行う管財人であり、農業に興味があり、農地を取得し新たに耕作を希望する譲受人との間で農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、当該地で水稻及び野菜の栽培を行う予定です。なお、4411番の田については、1枚の農地であるものの、2筆の土地からなっており、一方の土地所有者が従前から耕作を行っておりました。

今回の農地取得にあたり、従前の耕作者と作業分担などの各種調整をしながらも、継続して耕作をされるとのことであり、譲受人自身も、農業への従事期間を十分に確保し、勤務の傍らで農業に注力するなど、必要な耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号91については、議席2番福永委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番福永です。3条調書、整理番号91番について、事務局の説明の通りです。令和8年1月23日に、譲渡人の管財人から詳細な聞き取りと現地確認を行いました。当該農地について、水田は従来からの耕作者が当面は引き続き耕作していただけるということ、畑については、家庭菜園を譲受人自らがチャレンジしたいと熱く語っておられましたので、農地利用最適化の推進に支障はないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号33上杉推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号33番上杉です。福永農業委員の説明にもありましたが、譲受人が、初めて水稻をされるとのことで、若干心配はありましたが、直接お出会いし、今後は水稻にも力を入れていきたいとお伺いしました。また、草刈り機などの機械も徐々にそろえておられることから、意気込みを十分に感じましたので、大丈夫であると判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号91について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号91については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号92については、3条調書、整理番号93と関連がございますので、一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号92番及び93番について説明します。

最初に整理番号92番の調書は4ページ、参考図は13ページから14ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、また譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、当該地の隣接地に居住しており、現地で野菜の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号93番について説明します。

調書は5ページ、参考図は同様に13ページから14ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の青地農地です。譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は整理番号92番と同一人であり、先ほど同様に、当該地の隣接地に居住しており、現地で野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、整理番号92番、93番のいずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号92および3条調書、整理番号93については、議席12番私寺田が説明いたします。

担当農委 3条調書、整理番号92および3条調書、整理番号93については、ただいまの事務局の説明の通りです。去る2月5日、城推進委員とともに現地確認を行いました。譲受人は、参考図の14ページの申請地の東側に、自宅を30年ほど前に建てられて居住されております。従来から在所の方ですが、新築で建てられた時から当該農地を借りられ、自家消費野菜を作付けしておられます。今回、下限面積の撤廃により、所有権移転ができることになり、話がまとまり、申請の運びとなりました。今後も野菜の栽培をされるとのことで、農地利用最適化の推進に特に支障はないと考えております。

議長 続いて、区域番号42城推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号42番城です。事務局及び寺田農業委員の説明の通りです。農地利用最適化の推進に特に支障ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号92について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号92については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号93について、採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号93については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号94について、審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号94番について説明します。
参考図は15ページから16ページまでです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。譲渡人は今後の耕作継続が難しいため、将来の農地管理を見据えて、農地の処分を検討していたことから、申請地近隣に居住する譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は、居所にほど近い当該地で、野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、身の丈に合った耕作体制を整えられることから、営農には支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許7可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 3条調書、整理番号94については、議席12番私寺田が説明いたします。

担当農委 3条調書、整理番号94については、ただいまの事務局の説明の通りです。去る2月6日、山本推進委員と申請人の代理人とともに、現地確認を行いました。参考図の申請地の北側に、新たに譲受人が空き家を購入し居住されるとのことで、それに付随した農地について今回、申請がありました。申請地は不耕作ではなく、すぐにでも耕作できる状態であり、自家消費野菜の栽培には適度な面積だと思います。譲受人は、申請地から車で1分ほどの所にすでに住んでおられ、在所の方です。近隣の方とも親しまれていることから、今回の申請にあたって、特に問題はないと考えております。

議 長 続いて、区域番号44山本推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号44番山本です。2月6日に寺田農業委員と、現地確認を行いました。譲受人は集落内の方であり、住居から近隣にある当該農地を管理し、耕作されるとのことで、農地利用の最適化が推進されると思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号94について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号94については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号95については、3条調書、整理番号96および3条調書、整理番号97と関連がございますので一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号95番、整理番号96番及び整理番号97番について説明します。
なお、土地取引の経過から、整理番号97番、整理番号95番、そして最後に整理番号96番の順に説明します。調書は5ページから6ページ、参考図は17ページ、18ページです。

申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

整理番号97番の譲渡人は高齢により耕作継続が難しくなり、不耕作地となっている当該地について、親戚となる譲受人に相談をしたところ、これを快諾され、同程度面積の農地と土地交換による所有権移転について話がまとまり、双方合意し、申請されました。

なお、整理番号95番はもう一方の土地交換であり、譲受人は、整理番号97番の譲渡人の親族にあたるとともに、交換の相手方は、農地の規模拡大を図る現職の農地利用最適化推進委員です。整理番号97番は、申請地にて萱の栽培を、整理番号95番は、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

続いて、整理番号96番は、先ほどの整理番号97番の土地交換される箇所の東側隣接地であり、譲渡人は不耕作となっている当該地の今後の管理が行えないことから、隣接地を取得する譲受人に対し、農地の所有権移転について相談され

たところ、譲受人がこれを合意し申請されました。

譲受人は整理番号97番と同一人であり、隣接地となる当該地で、同様に萱の栽培を行う予定です。現況、竹林が生い茂っているものの、隣接地と一体的に活用されることが期待されるほか、面積が狭小であることから、耕作に支障ないものと考えます。

申請内容を審査した結果、整理番号95番、整理番号96番、整理番号97番のいずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 3条調書、整理番号95、3条調書、整理番号96および3条調書、整理番号97は、議席14番植西委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号14番植西です。3条調書、整理番号95、3条調書、整理番号96および3条調書、整理番号97については、事務局の報告通りですが、2月3日、西尾推進委員、譲受人と私の3人で現地確認を行いました。事務局の説明のとおり、譲受人は農地利用最適化推進委員であり、地域の農地の荒廃を防ぐように尽力され、親子で積極的に農地の規模拡大に向けて取り組んでいただいております。農地利用最適化の推進に支障ないと考えますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号43西尾推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号43番西尾です。ただいま事務局および植西農業委員の説明通りです。特に補足説明はございません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、3条調書、整理番号95について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号95については、許可することに決定いたします。

議長 続いて、3条調書、整理番号96について採決いたします。賛成の委員の挙手

を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号96については、許可することに決定いたします。

議 長 最後に、3条調書、整理番号97について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号97については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第141号については、以上であります。
続きまして、**議案第142号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」**を議題といたします。

議 長 4条調書、整理番号12については、4条調書、整理番号13と関連がございますので、一括審議といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号12番及び整理番号13番について説明します。
最初に、整理番号12番の調書は8ページ、参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画図は21ページです。
申請地は、市街化調整区域内の農用地区域内農地及び第1種農地の混在地です。営農型太陽光発電設備の設置を目的とする、一時転用の申請です。申請人は、9年前から土地の有効利用を目的に、太陽光発電設備設置を申請され、営農型発電施設として3年間毎の一時転用許可を受けており、令和11年3月までの一時転用の更新申請を行われたものです。
申請地は、農用地区域内農地ですが、農林水産省農村振興局長通知「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取扱いについて」による施設であるため、農用地区域内農地でも要件を満たせば許可可能となっており、原則転用不可の第1種農地でも同様の扱いとなります。
太陽光発電施設の下部では、柵を作付けされています。
更新にあたっては、下部農地での単収が周辺地域の平均的な単収と比較して、概ね8割確保されていることなど、営農状況を総合的に審査することとなりますが、直近3年間の単収では、途中、カイガラムシ等による病気被害により、一時

的に収量が落ちる年があったものの、適量の薬剤散布や土壌検査、また再定植を実施するなどの対策を行った結果、順調に回復をしており、現時点で収量要件を満たしていることを確認しています。

この他、設備に関しては、支柱は金属杭の簡易な構造で、容易に撤去可能なものであることから、許可制度上の条件に適合したものとなっているほか、発電事業に関しては、経済産業省の認定済みです。

続きまして整理番号13番について説明します。

参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画図は24ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第1種農地です。

営農型太陽光発電設備の設置を目的とする、一時転用の申請です。申請人は整理番号12番と同一人であり、同様に9年前から土地の有効利用を目的に、太陽光発電設備設置を申請され、営農型発電施設として3年間毎の一時転用許可を受けており、令和11年3月までの一時転用の更新申請を行われたものです。

申請地は、原則転用不可の第1種農地ですが、先ほどの農林水産省農村振興局長通知と同様に、要件を満たせば許可可能となっております。

太陽光発電施設の下部では、柵を作付けされています。収量の状況ですが、整理番号12番から場所が異なるものの、生育状況はほぼ同様であり、直近3年間の単収では、途中、カイガラムシ等による病気被害により、一時的に収量が落ちる年があったものの、順調に回復をしており、現時点で収量要件を満たしていることを確認しています。この他、設備に関しては、支柱は金属杭の簡易な構造で、容易に撤去可能なものであることから、許可制度上の条件に適合したものとなっているほか、発電事業に関しては、経済産業省の認定済みです。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、整理番号12番、13番のいずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

議長 4条調書、整理番号12および4条調書、整理番号13については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。4条調書、整理番号12および整理番号13について、事務局の説明の通りです。当案件については、林田推進委員、澤田推進委員、3人が現地確認を行いました。現地確認中、本人にも出会い聞き取りをいたしました。特に、問題なく植えられていると認識しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号3林田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号3番林田です。事務局および林田農業委員の説明のとおり、農地の維持管理も十分にされていると考えられ、更新申請のため、特に問題はないと考え

ます。

議 長 続いて、区域番号4澤田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号4番澤田です。事務局、林田農業委員および林田推進委員の説明の通りです。更新申請により、特に問題ないと思われま。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず4条調書、整理番号12について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号12については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、4条調書、整理番号13について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号13については、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、4条調書、整理番号14については、4条調書、整理番号15と関連がございますので、一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号14番及び整理番号15番について説明します。
参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画図は27ページです。
申請地は、非線引き都市計画区域内の第2種農地です。申請地を倉庫敷地にするための申請です。
計画によると、申請者それぞれの先代が、土地を造成し、地域で建築業を営む工務店に対して、その上部を作業用倉庫として利用させてきたものであり、この

度現状に合わせて土地整理をするために申請があったものです。

なお、農地性がなくなり権利移転が生じる手続きについては、一般的に5条申請となりますが、本件は、譲受人となりうる建築業者がすでに事業清算されており、当該申請手続きが困難であったことと、顛末案件であることから、それぞれの土地所有者を転用事業者とする4条申請となっています。

よって、新たな造成工事はなく、切土盛土も発生しないため、土砂流出は見込まれません。雨水排水については、敷地内の既存の会所柵を通じて道路側溝に接続し放流されているほか、周囲に農地がないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

以上、農地法第4条第6項の規定に照らし、審査したところ、整理番号14番、15番のいずれの案件も許可要件を満たしていると判断しました。

なお、それぞれの申請人の先代が平成2年頃、地域の工務店に対し、建物敷地として土地提供として利用してきたことについて、当時農地法の許可を得ず造成したことの反省と今後の遵守について記載した顛末書が添付されています。事務局の説明は以上です。

議 長 4条調書、整理番号14および4条調書、整理番号15については、議席11番奥村委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 代読します。去る2月16日に、丸橋推進委員とともに現地立ち会いし、申請者の代理人から説明を受けました。申請者それぞれの父が、30年以上前に土地整備をし、その上で建築業を営む工務店が倉庫を建築されたものと伺いました。顛末案件ではありますが、土地利用されてから時間も経過し、周辺農地に影響がないことから、転用やむなしと判断いたしました。ご審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 続いて、区域番号21丸橋推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号21番丸橋です。2月16日に、奥村農業委員と申請者の代理人と、現地確認を行いました。事務局の説明の通り、年数が経過している顛末案件ですが、特に周りの農地には影響がなく、農地利用最適化の推進に支障はないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、まず4条調書、整理番号14について採決いた

します。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号14については、許可することに決定いたします。

議 長 続いて、4条調書、整理番号15について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号15については、許可することに決定いたします。

議 長 議案第142号については、以上であります。
続きまして、議案第143号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

議 長 5条調書、整理番号44について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号44番について説明します。
調書は11ページ、参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画図は30ページです。

申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請内容は、庭を目的とする農地の売買です。譲受人はこの度、市外から当該申請地に隣接する建屋に移住される予定であり、現状、塀で囲まれた既存宅地の一部となっていることから、そこで観賞用の花壇整備をし、宅地一体の庭として利用される見込みです。特段の造成工事はなく、整地作業程度で現況地盤を活用されるほか、積みブロックで縁切りされていることから土砂流出は見込まれません。

また、雨水排水については、自然地下浸透処理の他、畑地ベースであり、周囲に農地がないことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。

今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。

- 議 長 5条調書、整理番号44については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。5条調書、整理番号44については、事務局より説明の通りです。令和8年1月18日、大原推進委員、土地家屋調査士の方と3名で現地確認を行いました。代理人の方から、転用理由と計画について聞き取りを行いました。譲受人は、この地域の景観に魅力を感じて、住宅を購入されたとのこと。その際に、敷地内に畑が付随しておりましたが、農地としての利用ではなく、庭づくりを楽しみたいという意向から、今回の申請に至ったものです。現地を確認したところ、周辺農地への影響は特に認められず、問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 続いて、区域番号25大原推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号25番大原です。当案件については、事務局及び奥村農業委員の説明の通りですが、以前から隣接の住宅が空き家であったため住居も痛んでおり、地域としては心配をしていました。また、当該農地である畑も、近隣住民がある程度草刈りをしており、本来であれば木が生い茂っていてもおかしくない状況でしたが、特段問題なく使えたということです。当該地域は、高齢者比率が高く、独居老人世帯が多い中、著しい人口減少が問題となっており、今回のように、他府県から地域に入ってもらえることは、農地転用を含めた管理の中で非常にいいことであるとのことで、地域としては大変歓迎しております。
- 議 長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等もないようですので、5条調書、整理番号44について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号44については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号45について審議いたします。事務局の説明を求めます。

- 事務局 整理番号45番について説明します。
参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画図は33ページです。
申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。計画によると、譲受人は地域で建築・土木工事を行う建設業者であり、自社所有地にダンプ車両などの貨物車両を複数台所有しているものの、本社近くの空き地確保が難しく、比較的距離が近い、当該申請地を適地として、回送用の普通車3台程度の駐車場として利用されます。特段の造成工事はなく、すでに十分締め固まった現況地盤での利用であり、新たな土砂流出は見込まれません。また、雨水排水は、自然地下浸透処理であるものの、これまで周囲に影響がなく、農地もないことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。
今回の農地転用に際し、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。事務局の説明は以上です。
- 議長 5条調書、整理番号45については、議席17番山川委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号17番山川です。5条調書、整理番号45については、令和8年2月4日、申請人の担当者、地元改良組合長による現地確認を行いました。事務局の説明の通りです。顛末案件ですが、周辺農地への影響はなく、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号36番山本です。山川農業委員との現地確認当日は、所用により行けなかったため、後日、担当者へ確認をしました。10年前から駐車場として利用され、そのままの状態でも今後利用するということでもありますので、周辺地域への影響はないと考えられ、問題ないことを確認しました。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。
- 議長 今井農業委員。
- 今井農委 議席18番、今井です。事務局にお伺いします。5条申請されることになった背景は何があったと考えられますか。

事務局 10年前から当該農地を駐車場として利用され、この度、土地整理のために申請手続きをされました。譲渡人は遠方居住であり、今後の農地管理を考え、いつまでもこの状態で放っておけないという思いから、譲受人の合意により申請されたと認識しております。いずれにしましても、現況に合わせた土地整理であると認識しております。以上です。

今井農委 ありがとうございます。

議長 他にご質問等はございませんか。

議長 ご質問がないようですので、5条調書、整理番号45について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手多数でございます。
よって、整理番号45については、許可することに決定いたします。

議長 議案第143号については、以上であります。

事務局 ただいまより休憩に入ります。10分後に会議を再開いたします。

【休憩中】

事務局 会議を再開いたします。

議長 続きまして、議案第144号「農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について」を議題といたします。

なお、議席15番林田委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限により、当案件の審議の間、退席を求めます。

【林田委員 退席】

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第144号について説明します。
農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。

この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画

案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

13ページから15ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）と権利設定をする農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃貸借および使用貸借の設定面積は、合計10万1,699平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、16ページの参考資料のとおりです。

次に、17ページの農用地利用集積等促進計画の案「機構から受け手」をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合計13,445平方メートルです。

同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、18ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等もないようですので、議案第144号について採決いたします。
「農用地利用等集積等促進計画の案」に関して「意見なし」として意見を付すことに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第144号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。
それでは、林田委員の着席を求めます。

【林田委員の入室・着席】

議長 　林田委員に報告いたします。ただいま審議いたしました、議案第144号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として、市長へ提出することに、決定いたしました。

議長

議案第144号については、以上であります。

続きまして、議案第145号「令和8年度甲賀市農業委員会事業計画（案）について」を議題といたします。

活動方針作成委員会、黄瀬副委員長の説明を求めます。

黄瀬副委員長

議案第145号「令和8年度甲賀市農業委員会事業計画（案）について」は、議案書19ページから21ページです。令和8年2月10日に、活動方針作成委員会を開催し、令和8年度甲賀市農業委員会事業計画について、協議し取りまとめを行いました。

内容については、Ⅰ．基本方針として、農業生産力の発展および農業計画の合理化を図り、農業者の生活向上に寄与するための諸施策を推進するとともに、列記の「農業委員会に関する法律」その他関係法令に基づき任務を適正に遂行し、積極的な活動を展開するとしています。Ⅱ．重点活動は8つを挙げ、令和8年度は取り組んでいくとするものです。1つ目は、パトロールなどによる現地確認や指導などの農地法の適正な執行です。2つ目は、農地利用の最適化に向けた取り組みを挙げています。3つ目は、意見書検討委員会による、農地利用最適化推進施策に関する意見書の作成、提出及び関係機関との意見交換会の実施です。4つ目は、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとの「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の検証及び見直し、またそれを基に具体的な活動を示した「最適化活動の目標の設定等」の策定や今説明しています年度毎の「事業計画」の策定が挙げられます。5つ目は、広報編集委員会による農業委員会だよりの発行を初めとする情報発信、ホームページや市広報紙も活用しながら農業委員会の活動も広く周知し、委員の皆様も見える化しながら周知していこうとするものです。6つ目は、平成28年法改正以降、農業委員会の体制検証も制度検討委員会において行う必要があると考えます。7つ目は、農業者年金制度の周知徹底と加入促進を図るものです。8つ目は遊休農地に関する措置の適正実施について、令和7年度から施行されました非農地判断事務を今年度も引き続き適正に運用していく必要があると考えます。Ⅲ．会議の開催は、特に（4）の専門委員会について、各専門委員会の活動により、様々な面から農業委員会の事業運営を円滑に図るとともに、その他必要に応じて委員会を設置することとしています。また、（6）研修会等の開催、参加については、主に委員改選に伴うタブレットの操作方法や関係法令等の研修会、また外部での研修会の参加後には受講報告などを引き続き行っていきます。

以上、令和8年度においても、事業計画に基づき、農業委員・農地利用最適化推進委員が連携し、積極的な活動をしていきたいと考えます。ご審議いただき決定まわりますよう、よろしく願いいたします。

議長

ただ今、活動方針作成委員会、黄瀬副委員長より説明がありました件について、ご意見等がございましたら、お伺いいたします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、議案第145号「令和8年度甲賀市農業委員会事業計画（案）について」について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第145号「令和8年度甲賀市農業委員会事業計画の案」については、承認することに決定いたします。

議案第145号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第146号「非農地判断の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第146号「非農地判断の承認について」を説明します。

市内農地の農地利用最適化を推進するには、遊休農地の発生防止・解消に努める一方で、守るべき農地を明確にし、山林化・原野化など再生利用が困難な農地は、「非農地」として農地から除外していくことが求められています。

当議案は、甲賀市農業委員会非農地判断事務取扱要領第8条の規定により、非農地の決定について、総会にお諮りするものです。

なお、令和8年2月25日時点で、委員の現地調査が完了した農地についてを計上しており、今後も未了部分については、調査完了次第、随時お諮りさせていただきます。

それでは、調書の23ページから25ページの非農地判断対象農地一覧をご覧ください。

所在地、調査日、調査員は記載のとおりで、町別には、水口町が11筆、計11,590平方メートル、土山町が7筆、計9,447平方メートル、甲賀町が15筆、計17,625平方メートル、甲南町が79筆、計82,883平方メートル、全体で112筆、計121,545平方メートルです。

それぞれの連番に対応する現地写真及び位置図は別冊のとおりです。

いずれの箇所も、原野など中低木の灌木が見受けられたり、一面が山林の様相を呈するなど、農地に復元することが著しく困難な土地と見られます。事務局の説明は以上です。

議長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 藤井農業委員。

藤井農委 議席1番、藤井です。事務局にお伺いしますが、採決された場合は直ちに所有者へ通知し、今後の手続きを進めていくのでしょうか。

事務局 ご質問にお答えします。議案が可決した場合の今後の事務の流れについては、所有者へ速やかに結果通知するとともに、農地台帳に非農地の記載をします。地目変更に関しては、地権者が不動産登記法に基づき手続きすべきことから、当事務局が強制的に手続きすることはございません。ただし、地権者からの申し出がある場合は、当事務局が手続きすることも可能となっております。

議 長 藤井農業委員、よろしいでしょうか。

藤井農委 はい。

議 長 ほかにご質問等はございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等もないようですので、議案第146号について採決いたします。「非農地判断」に関して、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、議案第146号「非農地判断」については、承認することに決定いたします。

議案第146号については、以上であります。

議 長 続きまして、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 報告します。

調書は26ページから28ページ、参考図は34ページから39ページまでです。

市街化区域内の農地転用事案について、今月は農地法第4条の届出が4件、農地法第5条の届出が4件であり、集合住宅、駐車場等を目的とするものです。

また、農地法施行規則第29条の届出が1件、こちらは、農業用倉庫として利用するための申請となっております。資料のとおりです。事務局の説明は以上です。

議長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問もないようですので、続きまして、報告案件2「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 　調書は29ページをご覧ください。

地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、市農業振興課に新規1件、更新13件の提出がありました。

提出された地域は、新規が甲南町森尻、更新が水口町北脇、宇田、巖峨、三大寺、牛飼、柚中、土山町片山、大澤、山女原、甲賀町上野、甲南町新治、信楽町勅旨、宮尻です。

詳細については、「地域計画 参考資料」のとおりです。

農業委員会として、特に意見することは無いと考えます。

議長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたらお伺いいたします。

議長 　今井農業委員。

今井農委 　議席18番、今井です。事務局にお伺いします。地域計画に変更があった場合は、直ちに届出をしなければならないのですか。それとも、届出は数年ごとの更新時でもよいのですか。変更の都度届出が必要であれば、大変な手間になると思います。

事務局 　農地法3条関連については原則変更しません。また、中間管理機構を通したものは、当該年度内に更新が必要とされております。

今井農委 　中間管理機構を通していない、細かい案件であれば、5年に1度の更新のタイミングに変更申請すればよいのでしょうか。今回、中間管理機構を通していないと思われる変更も見受けられるので、お伺いしました。

議長 　山崎農業委員。

山崎農委 　議席8番、山崎です。宇田の場合は、地域計画に記載がされていない方から耕作面積を増やしたいとの意向があり、地域計画の変更届を提出したため、今回の議案に挙がっております。

議 長 中間管理機構を通していない場合は、直ちに変更の届出を出さなくても良いと伺っておりますが、5年に1回、地域計画の更新時に変更すればよいのでしょうか。

事 務 局 はい、5年に1回でよいということになります。

議 長 ほかにご質問等はございませんか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問がないようですので、報告案件3「甲賀市農業委員会規程の一部改正について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 議案書30ページをご確認ください。甲賀市では、人口減少の中でも、若者、子育て世代に選ばれる街を目指し、強みを伸ばすための組織機構改革が進められています。その中で、農業委員会事務局は、少人数組織の柔軟性を高めるため、これまでの農政係と農地係を統合し、新たに農業委員会係として4月1日から再編されます。

このことから、甲賀市農業委員会規定を新旧対照表のとおり、改正しましたので、ご報告させていただきます。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等ございませんか？

議 長 ご質問等がないようでしたら、報告案件は以上です。
これで「審議案件」ならびに「報告案件」を終了いたします。

議 長 続きますして、事務局報告事項について、順次、事務局からお願いします。

事 務 局 ○研修等報告事項
・第21回女性の農業委員会活動推進シンポジウムについて
○事務局報告事項
・役員パトロール
・地域パトロール
・青年等就農計画認定審査結果報告
・経過と予定について
・農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について

議 長 報告事項は以上です。

議 長 ここで、総会全体を通じて、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。